

金融商品取引法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	1
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	19
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	19
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	21
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	23
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	23
○ 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）（抄）	24
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	24
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	24
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	25
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	25
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	25
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	26
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	26
○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）	26
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	27
○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	28
○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	28
○ 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（抄）	29

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）	30
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	31
○ 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）（抄）	31
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	32
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	32

（定義）

2 第二条（略）

八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二二条）第二項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」といふ。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一、四（略）

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三條第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」といふ。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」といふ。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができ、る権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に關与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二條第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第十号に規定する事業を行う同法第五條に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十條第二項に規定する共済事業を行う同法第四條に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第十号、第九十三條第一項第六号の二若しくは第九條の二第二項第一号に規定する共済事業を行う同法第三條に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二條第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同法第七項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利
六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの
七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

8 3
この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがない）と認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」といふ。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八條第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一、六（略）
七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの

ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第

二項の規定により有価証券とみなされるもの

ト イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券

九 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等

十 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

十一 (略)

十二 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行

う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、

次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業

務をいう。

一 有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）

二 第八項第三号に規定する媒介

三 第八項第九号に掲げる行為

四 第八項第十号に規定する媒介

十二
39 (略)

十三 (適用除外有価証券)

一 第二章の規定は、次に掲げる有価証券については、適用しない。

二 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券

三 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次に掲げるもの（第二十四条第一項において「有価証券投資事業権利等」という。

）を除く。）

イ 第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいう。）が主として有価証券に対する投資を行う

ロ 第二条第二項第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる権利のうち、イに掲げる権利に類する権利として政令で定めるもの

ハ その他政令で定めるもの

四 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券

五 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券で政令で定めるもの

（有価証券報告書の提出）

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（特定有価証券を除く。次の各号を除き、以下この条において同じ。）が次に掲げ

る有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経

理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価

証券報告書」という。）を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣

府令で定めるところにより、あらかじめ内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

なければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

なければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

なければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

なければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

なければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

なければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

なければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該

期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出できなければならない場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該期間内に提出でき

及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数に満たないとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合は、この限りでない。有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）

2 15 (略)

第二十四条の四の四（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）
第二十四条の四の四（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）
出たところを含む。次項において同じ。）のうちに、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社（以下「当該会社」という。）を有価証券報告書（同条第八項の規定により内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。）より同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合には、当該外国会社報告書」と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。）

2 6 (略)

第二十五条（有価証券届出書等の公衆縦覧）
第二十五条（有価証券届出書等の公衆縦覧）
受理した日から当該各号に掲げる第五号第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類（以下この条及び次条において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類をなつた当該各号に掲げる第五号第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限り、）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書及びその添付書類を除く。）

一 これらの訂正届出書を五年
二 第五号第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書 一年
三 発行登録書及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書 発行登録が効力を失うまでの期間
四 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年
五 第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書 五年
六 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年
七 四半期報告書及びその訂正報告書 三年
八 半期報告書及びその訂正報告書 三年
九 第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書 三年
十 臨時報告書及びその訂正報告書 一年
十一 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書 一年
十二 親会社等状況報告書及びその訂正報告書 五年

2 8 (略)

（発行者以外の者による株券等の公開買付け）
第二十七条の二（略）

2 3 (略)

4 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の管理、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者に限る。第二十七条の十二第三項において同じ。）又は銀行等（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。）に行わせなければならない。

5 8 (略)

少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合 当該後の基準日から五日以内
二 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その
他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合 当該後の基準日から五日以内
三 株券等保有割合が内閣府令で定める数を下回り当該株券等が特例対象株券等になつた場合 当該特例対象株券等になつた日から五日以内
四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日
三 前二項の基準日とは、政令で定めるところにより毎月二回以上設けられる日の組合せのうちから特例対象株券等の保有者が内閣府令で定めるところにより内閣
総理大臣に届出をした日をいう。

4 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、その株券等保有割合が百分の五を超えることとなつた日
から政令で定める期間内に重要提案行為等を行うときは、その五日前までに、内閣府令で定めるところにより、同項の大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しな
ければならない。

5 第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、同項の大量保有報告書又は第二項の変更報告書を提出
した後に株券等保有割合が百分の一以上増加した場合であつて、当該増加した日から政令で定める期間内に重要提案行為等を行うときは、その五日前までに、内
閣府令で定めるところにより、同項の変更報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 (略)

(大量保有報告書等の写しの金融商品取引所等への提出)
第二十七条の二十七 株券等の保有者は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、これらの書類の写しを当該株
券等の発行者及び次の各号に掲げる株券等の区分に応じ当該各号に定める者に送付しなければならない。

一 金融商品取引所に上場されている株券等の発行者が発行する株券等 当該金融商品取引所
二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等の発行者が発行する株券等 政令で定める認可金融商品取引業協会
(大量保有報告書等の訂正報告書の提出命令)
第二十七条の二十九 (略)
2 前二条の規定は、前項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定により大量保有報告書又は変更報告書につき訂正報告書が提出された場合につい
て準用する。

(開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧)
第二十七条の三十の七 内閣総理大臣は、電子開示手続又は任意電子開示手続が開示用電子情報処理組織を使用して行われた場合(磁気ディスクの提出によりこれ
らの手続が行われた場合を含む。)には、政令で定めるところにより、第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の十四第一
項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、又は第二十七条の二十八第一項(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。
)に規定する書類についてファイルに記録されている事項(第二十五条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。))又は第二十七条の二十八第三項(第
二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分及び特定部分を除く。又は当該事項を記載
した書類を公衆の縦覧に供するものとする。
2 (略)

(外国証券情報の提供又は公表)
第二十七条の三十二の二 金融商品取引業者等は、第四条第一項第四号に該当する有価証券の売出し(以下「外国証券売出し」という。)により有価証券を売り付
ける場合には、当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報として内閣府令で定める情報(以下「外国証券情報」という。)をあらかじめ又は同時に、
その相手方に提供し、又は公表しなければならない。ただし、当該有価証券の発行者が既に当該有価証券に係る特定証券情報を公表している場合その他の内閣府
令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第八項第七号に掲げる行為

二 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等的以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項並びに第五十七条の二十第一項第一号及び第三項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

ト 前号ロに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

三・四 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ・ロ 他に行つてい事業が第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者

六 第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者
イ 第四十六条の六第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る者

2
5 (略)

（適格投資家に関する業務についての登録等の特例）
二十九条の五 第二十九条の登録を受けようとする者が投資運用業のうち次に掲げる全ての要件を満たすもの（以下この条において「適格投資家向け投資運用業」という。）を行おうとする場合における当該適格投資家向け投資運用業についての第二十九条の二第一項第五号及び前条第一項第五号イの規定の適用については、第二十九条の二第一項第五号中「投資運用業の種類」とあるのは「投資運用業の種類（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業にあつては、これに該当する旨を含む。）」と、前条第一項第五号イ中「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」と、「取締役会設置会社」とあるのは「監査役設置会社若しくは委員会設置会社」とする。

一 全ての運用財産（第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次号において同じ。）に係る権利者（第四十二条第一項に規定する権利者をいい、第二項第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条第三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二十三条第二項に規定する投資主をいう。）その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）が適格投資家のみであること。
二 全ての運用財産の総額が投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める金額を超えないものであること。

2
5 (略)

（金融機関の登録の拒否等）
第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち

一 虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
二 第六十二条の二第一項の規定により第三十三条の二の登録を取り消され、第六十二条の二の取消の日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の第六十二条の二の二の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

三 登録金融機関業務（第三十三条の二の登録に係る業務をいう。以下同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

2
5 (略)

三 登録金融機関業務（第三十三条の二の登録に係る業務をいう。以下同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

2
5 (略)

三 登録金融機関業務（第三十三条の二の登録に係る業務をいう。以下同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)
第三十五条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。

一 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
二 有価証券の買付又はその買付に付随する金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)

三 顧客から保護預りをして有価証券を担保とする金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)

四 有価証券に関する顧客の代理
五 投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第一項に規定する投資信託委託会社の第二十条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理

六 投資信託又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
七 累積投資契約(金融商品取引業者(有価証券等管理業務を行う者に限る。)が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付けける契約をいう。)の締結(内閣府令で定めるものに限る。)

八 有価証券に連関する情報の提供又は助言(第二十条第八号に掲げる行為に該当するものを除く。)

九 他金融商品取引業者等の業務の代理(金融商品取引業(登録金融機関が行う登録金融機関業務を含む。))及び金融商品取引業に付随する業務(この号に規定する業務を除く。)

十 投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第三項に規定する登録投資法人の資産の保管
十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
十二 通貨その他デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を除く。)に関連する資産として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

十三 譲渡性預金その他金銭債権(有価証券に該当するものを除く。)の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
十四 次に掲げる資産に対する投資として、運用財産(投資運用業を行う金融商品取引業者等が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。)の運用を行うこと。
十五 ロイ 投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第一項に規定する特定資産(不動産その他の政令で定める資産を除く。)

一 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
二 商品先物取引法第二十一条に規定する商品市場における取引等に係る業務
三 商品価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

四 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の媒介に係る業務
五 宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業又は同条第一号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務
六 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業

七 予測が困難な物品として政令で定めるもの(同項第三号に規定する指定物品を除く。)の取得(生産を含む。)をし、譲渡をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

八 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務(前項第十五号に掲げる行為を行う業務並びに第一号、第二号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

九 金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

十 金融商品取引業者は、金融商品取引業並びに第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる。
十一 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反すると認められるとき、又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者の保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

十二 金融商品取引業者は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
十三 第一項、第二項及び第四項の規定は、金融商品取引業者が第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を行う場合において、こ

これらの業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

(標識の掲示)
第三十六条の二 金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
2 (略)

(契約締結前の書面の交付)
第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
二 当該金融商品取引業者等の旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
三 当該金融商品取引契約の概要
四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他の内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項
2・3 (略)

(禁止行為)
第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
三 顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業者の付与した信用格付(投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。)について、当該信用格付を付与した者の付与した信用格付(投資者の保護に欠けるおそれがない旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項)を告げることと、当該信用格付を付与した者の付与した信用格付(投資者の保護に欠けるおそれがない旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項)を勧誘する行為

四 金融商品取引契約(当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
五 金融商品取引契約(当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
六 金融商品取引契約(当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けたい旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(損失補てん等の禁止)
第三十九条 金融商品取引業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)の信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関を含む。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の買戻又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下同じ。)に損失が生ずることとなる旨をあらかじめ定め、その利益が生じないこととなつた場合において生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は不足するに足りる利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し

二 有価証券の買戻又はデリバティブ取引の利益が生じないこととなつた場合において生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は不足するに足りる利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し

三 有価証券の買戻又はデリバティブ取引の利益が生じないこととなつた場合において生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は不足するに足りる利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し

四 有価証券の買戻又はデリバティブ取引の利益が生じないこととなつた場合において生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は不足するに足りる利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し

五 有価証券の買戻又はデリバティブ取引の利益が生じないこととなつた場合において生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は不足するに足りる利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し

六 有価証券の買戻又はデリバティブ取引の利益が生じないこととなつた場合において生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は不足するに足りる利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し

三 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するた
め、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2 金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、
又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
二 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、
又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせ
る行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさ
せた要求による場合に限る。）

3
5
(略)

第四十二条の四 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、内閣府令で定めるところによ
り、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第四十六条の三 金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大
臣に提出しなければならない。

2 金融商品取引業者は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるところにより、その業務又は財産の状況を内閣総理大臣に報告しなけれ
ばならない。

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引業者に対し、政令で定めるところにより、第一項の事業報告書
の全部又は一部の公告を命ずることができる。

(金融商品取引責任準備金)
第四十六条の五 金融商品取引業者は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の取引量に応じ、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引責任
準備金を積み立てなければならない。

2 前項の金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合その他内閣府令
で定める場合のほか、使用してはならない。

(自己資本規制比率)
第四十六条の六 金融商品取引業者は、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控
除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資
本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 2 金融商品取引業者は、自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることのないようにしなければならない。
(略)

(事業報告書の提出)
第四十七条の二 金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大
臣に提出しなければならない。

(事業報告書の提出等)
第四十八条の二 登録金融機関は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に
提出しなければならない。

2・3 (略)

2・3 (略)

第五十條 (休止等の届出)
一 業務(金融商品取引業者等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。以下この節において「金融商品取引業者」という。)に限る。)を休止し、又は再開したとき(第三十條第一項の認可を受けた金融商品取引業者にあつては、当該認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)

二 (略)

第五十條の二 (廃業等の届出等)
一 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)
二 金融商品取引業者等を廃止したとき その法人又は個人
三 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
四 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
五 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
六 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき その法人
七 事業の全部又は一部を譲渡したとき その法人又は個人

二 (略)

第五十二條 (金融商品取引業者に対する監督上の処分)
一 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該金融商品取引業者の第二十九條の登録を取り消し、第三十條第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九條の四第一項第四号に該当することとなつたとき。
二 第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九條の四第一項第五号イ又はロに該当することとなつたとき。
三 第一種金融商品取引業者又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九條の四第一項第六号ロに該当することとなつたとき。
四 不正の手段により第二十九條の登録を受けたとき。
五 金融商品取引業者又はこれに付随する業務に関する法令(第四十六條の六第二項を除く。)又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。
六 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。
七 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関する投資者の利益を害する事実があるとき。
八 金融商品取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。
九 第三十條第一項の認可に付した条件に違反したとき。
十 第三十條第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十條の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。
十一 (略)

二 (略)

第五十三條 (自己資本規制比率についての命令)
一 (略)

二 (略)

三 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融商品取引業者の第二十九條の登録を取り消すことができる。

第五十六條の三 (資産の国内保有)
一 第四十九條の五に定めるもののほか、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認める場合には、金融商品取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

二 (略)

三 (略)

四 (略)

第五十七條の五 (略)

2 特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該四半期の末日における前項に規定する基準を用いて表示される経営の健全性の状況（次項及び次条において単に「経営の健全性の状況」という。）を記載した書面を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、当該四半期の末日から起算して政令で定める期間を経過した日から三月間、内閣府令で定めるところにより、経営の健全性の状況を記載した書面をすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十七條の六 (略)

3 2 内閣総理大臣は、第一項の規定により特別金融商品取引業者に対しその業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日において当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められるときは、当該特別金融商品取引業者の第二十九條の登録を取り消すことができる。

第五十七條の七 (略)

2 最終指定親会社は、最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該四半期の末日における前項に規定する基準を用いて表示される経営の健全性の状況（次項及び第五十七條の二十一第一項から第三項までにおいて単に「経営の健全性の状況」という。）を記載した書面を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 最終指定親会社は、最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間が経過した日の属する四半期以降、四半期ごとに、当該四半期の末日から起算して政令で定める期間を経過した日から三月間、内閣府令で定めるところにより、経営の健全性の状況を記載した書面を対象特別金融商品取引業者のすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十條 (取引所取引業務の許可)

第六十條 外国証券業者は、第二十九條及び第五十八條の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、金融商品取引所における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎ（第二十七條第一号に係るものに限る。以下この項において同じ。）の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行う者を代理してこれらの取引を行う場合を含む。以下「取引所取引」という。）を業として行うこと（以下この款において「取引所取引業務」という。）ができる。

2 5 4 (略)

第六十條の七 (取引所取引業者の解散等の場合の許可の効力)

第六十條の七 取引所取引業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、第六十條第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十條の八 (取引所取引許可業者に対する監督上の処分)

第六十條の八 内閣総理大臣は、取引所取引許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取引所取引許可業者の第六十條第一項の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて取引所取引業務の全部又は一部の停止を命じ、取引所取引業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十條の三第一号（ハ及びヌを除く。）の第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十條第一項の許可を受けたとき。

三 取引所取引業務又はこれに付随する業務に関し法令（外国の法令を含む。）又は当該法令に基づく行政官庁の処分違反したとき（第四十六條の六第二項の規定に違反したときを除く。）

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

2 5 第六十條第一項の許可に付した条件に違反したとき。

(登録)
第六十六条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者(第一種金融商品取引業(第二十九条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この章において同じ。))を行う者及び登録金融機関の役員及び使用人を除く。は、第二十九条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、金融商品仲介業を行うことができる。

(損失補てん等の禁止等に関する金融商品取引業者等に係る規定の準用)
第六十六条の十五 第三十八条の二、第三十九条第一項、第三項及び第五項並びに第四十条の規定は金融商品仲介業者について、第三十九条第二項及び第四項の規定は金融商品仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該金融商品取引業者等が」とあるのは、「当該金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(廃業等の届出等)
第六十六条の十九 金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融商品仲介業を廃止したとき(分割により事業(金融商品仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。))の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。その金融商品仲介業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 (略)
三 金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したときその法人を代表する役員であつた者

四 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定があつたときその破産管財人

五 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(監督上の処分)
第六十六条の二十 内閣総理大臣は、金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十六条の四第一号から第五号まで(第二号を除く。)に該当することとなつたとき

二 不正の手段により第六十六条の登録を受けたとき

三 金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき

(登録)
第六十六条の二十七 信用格付業を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第一項第二号及び第六十六条の四十七を除き、以下この章において同じ。))は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

(廃業等の届出等)
第六十六条の四十一 信用格付業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用格付業を廃止したとき(分割により事業(信用格付業に係るものに限る。以下この条において同じ。))の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。その信用格付業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人

二 信用格付業者である法人が合併により消滅したときその法人を代表する役員であつた者

三 信用格付業者である法人が破産手続開始の決定により解散したときその破産管財人

四 信用格付業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(監督上の処分)
第六十六条の四十二 内閣総理大臣は、信用格付業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該信用格付業者の第六十六条の二十七の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて信用格付業の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十六條の三十第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第六十六條の三十第二項の規定により登録を拒否すべき事由に該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第六十六條の二十七の登録を受けたとき。

四 信用格付業の運営に關し、法令又は法令に基づいて行政官庁の処分を違反したとき。

五 信用格付業の運営に關し、投資者の利益を害する事実があるとき。

六 信用格付業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 5 4 (略)

第七十八條 (認定金融商品取引業協会の認定)

一 前項の規定により認定された一般社団法人(以下この項及び次条において「認定金融商品取引業協会」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

二 金融商品取引業を行うに当たり、この法律その他法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者(会員を所屬金融商品取引業者等とするものに限る。以下この節において同じ。)に対する指導、勧告その他の業務

三 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に關し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

四 会員及び金融商品仲介業者のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

五 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に關する投資者からの苦情の解決

六 第六十四條の七第一項(第六十六條の二十五において準用する場合を含む。)又は第二項の規定により行う登録事務

七 会員及び金融商品仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘の適正化に必要な業務のため必要な規則の制定その他の業務

八 投資者に対する広報その他認定金融商品取引業協会の目的を達成するため必要な業務

九 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の健全な發展又は投資者の保護に資する業務

(主要株主に対する報告の徴取及び検査)

第百五十六條の五の八 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引清算機關の主要株主(金融商品取引清算機關の保有割合以上の数の対象議決権の保有者であつて、第百五十六條の五の五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第四項ただし書の認可を受けているものをいう。以下この節において同じ。)に対し当該金融商品取引清算機關の業務若しくは財産に關し参考となる報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該金融商品取引清算機關の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。

(監督上の処分等)

第百五十六條の三十二 内閣総理大臣は、証券金融会社が、法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分を違反したときは、その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(業務改善命令)

第百五十六條の八十一 内閣総理大臣は、取引情報蓄積機關の取引情報蓄積業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該取引情報蓄積機關に対し、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(取引情報蓄積業務の休廃止)

第百五十六條の八十二 (略)

2 取引情報蓄積機關が、天災その他のやむを得ない理由により取引情報蓄積業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該取引情報蓄積機關と取引情報収集契約を締結している者に通知しなければならない。取引情報蓄積機關がその休止した当該取引情報蓄積業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

八 込みをする。八 市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号から第五号までに掲げる取引に限る。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九 前各号に掲げる行為の委託等又は受託等を行うこと。

一 何人も、有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券売買等が繁盛であるとして誤解させ、又は取引所金融商品市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の有価証券売買等又はその申込みをいう。以下この条において同じ。

二 委託等若しくは受託等を行うこと。

三 取引所金融商品市場における店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三 有価証券売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

三 何人も、政令で定めるところに違反して、取引所金融商品市場における店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をしてはならない。

（会社関係者の禁止行為）

第百六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをしてはならない。）又はデリバティブ取引（以下この条、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二第一項及び第百九十七条の二第十四号において「売買等」という。）をなすはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人を含む。以下この項において同じ。）の役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）

二 当該上場会社等の会社法第四十三條第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資者に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第三項に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）

二 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四十三條第三項に定める権利を有する投資主（これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）

三 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしていない者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの（当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき）

四 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしていない者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの（当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき）

五 前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。）

二 会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

四 職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

六 職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売却取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるものは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十二条の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

② 前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十条第一項第三号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の代理又は媒介

三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

③ 特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十條第一項第三号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

第九十二条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

③② 銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

第九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

二・三 略

第九十九条の六の二 前条第一号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができな

きは、その価額を追徴する。

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

二 組合員の共済に関する事業

三 略

四 略

五 略

六 略

（事業の種類）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 略

二 略

三 略

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

第一百二十二条の二 第九条の七の五第二項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十二条の三 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十二条の四 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）
第六条の五 銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用協同組合について、銀行代理業に係るもの

2（略）
にあつては信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用協同組合代理業を行つた者
- 二 不正の手段により第六条の三第一項の許可を受けた者
- 三 銀行法第九条の規定に違反して、他人に信用協同組合等の事業を行わせた者
- 四 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用協同組合代理業を行わせた者

第九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 二 銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第十条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

○ 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）（抄）

（補償の内容）

第四条（略）

25（略）

6 没収の執行による補償においては、没収物がまだ処分されていないときは、その物を返付し、すでに処分されているときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付し、又、徴収した追徴金についてはその額にこれに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一（略）
- 二 第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

第二百四十四条 前条第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（銀行法の準用）

第八十九条（略）

254（略）

5 銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十条の四の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書

面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 宅地 建物の敷地に供せられる土地をいい、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の用途地域内のその他の土地で、道路、公園、河川
- 二・三 略

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

第二十五条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（銀行法の準用）
第九十四条 略

2 略

3 銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 5 6 略

第百条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百条の四の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

様とする。

- 3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。
- 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第十七条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第十一条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

（刑事補償の特例）

第十八条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

○ 行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。
- 2 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
（略）

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 一 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 三 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

る株式等」と、第百十六條第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における毎決算期」と、同條第二項中「長期の」とあるのは「日本における毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における毎決算期」と、同條第三項中「保険契約」とあるのは「日本における毎決算期」と、第百十七條第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における毎決算期」と、「支払準備金」とあるのは「日本における毎決算期」と、第百十八條第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における毎決算期」と、「支払準備金」とあるのは「日本における毎決算期」と、第百十九條第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における毎決算期」と、「支払準備金」とあるのは「日本における毎決算期」と、第百二十條第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同條第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十一條中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二條中「毎決算期」とあるのは「日本における毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十三條中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

第三百十七條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第九十九條第八項(第百九十九條において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第二十四條の二又は第三百條の二において準用する金融商品取引法第三十九條第二項の規定に違反した者

三 (略)

第三百十七條の三 前條第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。

一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二條第六号に規定する大会社

二 資本金の額が三億円を超える株式会社(前号に掲げる者を除く。)

三 会社法第二條第二十四号に規定する最終事業年度の末日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第六号口において同じ。)が十億円を超える株式会社(前二号に掲げる者を除く。)

四 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三條の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四條第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの(前三号に掲げる者を除く。)

五 前各号に掲げる者の子会社(会社法第二條第三号に規定する子会社をいい、前各号に掲げる者を除く。)

六 会社法第二條第二号に規定する外国会社であつて、次のいずれかに該当するもの(前号に掲げる者を除く。)

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える者

ロ 会社法第八十九條第一項に規定する貸借対照表に相当するものにおける純資産の額に相当するものの額が十億円を超える者

ハ 金融商品取引法第二條第八項第三号に規定する外国金融商品市場に上場されている有価証券の発行者である者

七 保険業法(平成七年法律第五号)第二條第五項に規定する相互会社

八 (略)

九 金融商品取引法第二條第三十項に規定する証券金融会社(第一号から第五号までに掲げる者を除く。)

十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二條第二項に規定する貸金業者(株式会社であるもの)に限り、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる者を除く。)

十一 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二條第三項に規定する特定目的会社(第五号に掲げる者を除く。)

十二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第十三項に規定する登録投資法人(第五号に掲げる者を除く。)

- 十三 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は合同会社（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）
- イ 金融商品取引法第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
- ロ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
- ハ 資金の借入れ
- ニ 金融商品取引法第二条第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
- ホ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ
- 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還
- （略）

2 (利息制限法等の適用除外)
 第三条 利息制限法第三条及び第六条並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条の四第四項の規定は、特定融資契約に係る前条第一項の手数料については、適用しない。

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）

第十四条 (犯罪収益等が混和した財産の没収等)
 前条第一項各号又は第四項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

第十五条 (没収の要件等)
 第十三条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知って当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供されたものを収受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないで当該契約に係る債務の履行として提供されたものを収受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

第十八条 (第三者の財産の没収手続等)
 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第十九条第一項及び第二十一条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五条第二項の規定により存続させるべき権利については前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならぬ。債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

（没収の裁判に基づく登記等）

第二十条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等に関係機関に囑託する場合において、没収により効力を失った処分制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を囑託するものとする。

（刑事補償の特例）

第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（適用除外）

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

2 (略)

3 銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならぬ。

第九十九条の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第九十九条の六 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一六(略)
七 第二十四条の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第二項(第二号を除く。)の規定に違反した者
八(略)

第九十五条 前条第七号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 会社法(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)(抄)

(発行可能株式総数)
第百十三条(略)

2・3(略)
4 新株予約権(第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が第二百八十二条の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式(自己株式(株式会社)が有する自己の株式をいう。以下同じ。)を除く。)の総数を控除して得た数を超えてはならない。

○ 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)(抄)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一(略)
二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者
2 前項第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。